



平成 16 年 7 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社イチヤ
代表者名 代表取締役社長 吉岡公和
(登録銘柄 コード番号 9968)
問合せ先 取締役財務部長
曾我部達雄
(TEL. 088-823-2638)

新株予約権発行の保全仮処分取消に対する抗告について

当社は、第2回新株予約権の発行について、下記記載の経緯のとおり、仮処分保全執行が一旦なされましたが、高知地方裁判所の決定により仮処分決定が取消されております。この判決を不服として、株主羅民詔が高松高等裁判所に対し抗告しましたことをお知らせいたします。

記

1. 経 緯

- | | |
|------------------|---|
| 平成 16 年 5 月 12 日 | 当社臨時株主総会開催 第 2 号議案において、「株主以外の者に対する特に有利な条件による新株予約権の発行の件」が承認可決されました。総会終了後開催の取締役会において、新株予約権の引受先及びその引受個数が承認可決されました。 |
| 平成 16 年 5 月 13 日 | 新株予約権発行手続きにより、有価証券届出書を四国財務局に提出 |
| 平成 16 年 5 月 31 日 | 新株予約権の発行価額の払込期日前日において、当社株主「羅民詔氏」より、「新株予約権発行差止仮処分命令申立書」が高知地方裁判所に提出されました。 |
| 平成 16 年 6 月 1 日 | 高知地方裁判所において、審尋がなされ、即日仮処分による保全執行命令が下されました。 |
| 平成 16 年 6 月 3 日 | 仮処分決定に伴い、有価証券届出書の取下げを行うとともに、当社より、高知地方裁判所に「保全異議に伴う執行停止申立書」と「仮処分異議申立書」を提出いたしました。 |
| 平成 16 年 6 月 21 日 | 高知地方裁判所での異議申立に対する審尋の日でありましたが、羅民詔及びその代理人「ミネルヴァ法律特許事務所 吉野正三郎・三井哲夫・安達栄司」の出席がなく、審尋がなされませんでした。 |

平成 16 年 7 月 8 日 高知地方裁判所より、新株予約権発行差止仮処分決定が取消され、当社の申立が正当に認められました。
第 2 回新株予約権の発行手続きのため、臨時取締役会を開催。
同日、有価証券届出書を四国財務局へ提出。

平成 16 年 7 月 13 日 羅民詔が判決を不服として、高松高等裁判所へ抗告いたしました。
(到達日 7 月 16 日)

2. 内 容

申立人（株主羅民詔氏）による発行差止仮処分申立書の内容につきましては、当社の行った臨時株主総会の決議に瑕疵があり、また、第 2 回新株予約権の発行は、羅氏自身の支配株主としての株式占有率を意図的に低下させ、特定株主の地位を侵害することを目的とする不公正なものであるとして、仮処分の申立を行ったものでした。

これに対し、当社は多数の株主様のご支援のもと、今回の臨時株主総会が適法に成立していること。並びに、本総会の特別決議の議案につきましても賛成の定足数を満たしていることを証明いたしました。

また、羅民詔氏からの申立理由にある支配株主として、占有率の低下と地位の侵害につきましては、株式の所有状況が月々大きく変動していることと、羅民詔氏に対しては、事業資金及び運転資金並びに借入金返済のため、幾度となく同氏に対して、権利行使促進依頼を行ってまいりましたが、これを実行していただけないこともあって、当社の資金繰りに支障が生じ、業者への支払遅延や従業員給与の支払遅延まで生じてまいりました。

従いまして、当社の企業継続性を熟慮した結果、第 2 回新株予約権の発行を決議し、これが正当に認められたものであり、羅民詔氏のいう支配株主としての占有率の低下と地位の侵害は、不当な言い分であると当然に判断され、仮処分は取消されました。

これに対し、羅民詔氏が判決を不服として高松高等裁判所へ抗告したものであります。

以 上